

⇨ 応急危険度判定調査と被害状況調査の違い

都市整備課建築班 (☎62-5895)

「応急危険度判定調査」は、大地震により被災した建物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命に関わる二次的災害の防止を目的としています。

余震などによる二次的災害の防止が目的ですので、自分の家が大丈夫でも、隣の家が倒れ込んできそうな場合は、危険（赤）判定になることがあります。危険（赤）判定でも、慌てて解体せず、建物の専門家に相談してください。したがって「応急危険度判定調査」で危険（赤）と判定されても、「被害状況調査」で全壊、半壊と判定されるとは限りません。

【応急危険度判定調査済証】



危険（赤色）
建築物に立ち入らない



要注意（黄色）
立ち入るときは十分に注意する



調査済（緑色）
安全です

⇨ り災証明書

税務課資産税班 (☎62-5323)

「り災証明書」は、被害状況調査の結果に基づき家屋の被害程度を証明するもので、各種支援制度や保険の請求、融資などを受ける際に必要となる書類です。

証明する事項は、り災者、り災年月日、り災場所、り災物件・状況、り災原因などです。

被害状況調査を実施する前に、被災家屋を取り壊したり修復したりすると、被害状況の確認ができなくなり、り災証明書の発行ができなくなる場合があります。危険防止の目的などで、やむを得ず取り壊しや修復をする場合は、事前に問い合わせてください。

* * *

【り災証明書の発行窓口】

税務課資産税班および各支所税務課分室

※農業施設や漁船の「り災証明書」は、農水産課振興班 (☎68-1175) へ。

※自動車の「り災証明書」は総務課交通防災班 (☎62-5835) へ。